**平成２６年（フ）第１３７１号**
横浜市港北区仲手原１丁目11番７号　グランヴェール妙蓮寺Ａ―102
債務者　小林　　綾
1　決定年月日時　平成26年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第３７９号**
栃木県宇都宮市双葉３丁目21番１号　東原市営住宅８号棟24号、前住所栃木県宇都宮市鶴田町3397番地13
債務者　宇井　　淳
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月３日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２６年（フ）第３８９号**
栃木県宇都宮市下小倉町4435番地４
債務者　長谷川昌子
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２６年（フ）第３９０号**
栃木県日光市鬼怒川温泉滝430番地　福富アパート５号
債務者　中島美代子
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２６年（フ）第２５３号**
静岡県浜松市浜北区貴布祢2081番地、前住所静岡県浜松市浜北区貴布祢656番地の１コーポ浜北101
債務者　茶山貴美栄
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月31日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２６年（フ）第２６１号**
静岡県浜松市北区細江町気賀123番地の１リーブホソエＢ101
債務者　藤原　康雄
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月31日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２６年（フ）第２６５号**
静岡県浜松市南区頭陀寺町50番地の２
債務者　**坐**光寺早織
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月31日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２６年（フ）第２６８号**
静岡県浜松市東区原島町18番地の２
債務者　太田湖奈美
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月31日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２６年（フ）第２７６号**
静岡県掛川市中2608番地の１　サンライフ中Ａ棟201、前住所静岡県掛川市大野41番地の２
債務者　袴田　　仁
1　決定年月日時　平成26年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月31日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２６年（フ）第２７９号**
静岡県浜松市東区大島町587番地　セージュ203号、前住所静岡県磐田市富丘72番地１グレース広野Ⅱ―303
債務者　齋藤　宏昌
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月31日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２６年（フ）第２４３号**
岡山市中区赤田63番地１
債務者　石野　幸恵
1　決定年月日時　平成26年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月12日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第２８７号**
岡山市中区平井３丁目1015番地24
債務者　合田　浩之
1　決定年月日時　平成26年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月19日午前10時50分
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第３１３号**
岡山市北区建部町中田687番地、旧住所岡山市北区建部町中田696番地
債務者　山元　里美（旧姓柴田・笹井）
1　決定年月日時　平成26年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月５日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第２０号**
長野県北佐久郡御代田町大字御代田4108番地1520　第１コーポ芦田205号
債務者　小泉日出雄
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月11日午後２時30分
長野地方裁判所佐久支部

**平成２６年（フ）第４３号**
長野県北佐久郡軽井沢町大字発地161番地１
債務者　加藤　雅弘
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月12日午後２時30分
長野地方裁判所佐久支部